

平成28年12月9日

鹿児島市長

森 博 幸 殿

平成29年度
予算編成に対する申し入れ



社民・市民フォーラム鹿児島市議団

予算申し入れにあたって

アベノミクスは、中小企業やそこで働く人たち、非正規労働者、地方経済へは総じて波及しておらず、格差は拡大しています。年収200万円以下のワーキングプアは約1100万人、生活保護受給者は214万人に達し、相対的貧困率は16.1%で国民の6人に1人が貧困状態にあるとされています。

このような状況にありながらも、安倍政権は、「アベノミクスは道半ば」とさらに加速させようとしています。しかし、3年半の金融・財政政策をふりかえれば、金融政策の手詰まり感はあきらかで、今後、財政規律の緩み、将来世代に対するツケ回しの加速が懸念されます。

又、安倍政権は、憲法9条の解釈変更を閣議決定し、集団的自衛権を行使できる安全保障関連法を成立させました。さらに、国連軍の安全を守るという理由で、駆けつけ警護と称し、武力行使する道筋をつくり、南スーダンへ自衛隊を派遣しました。武器輸出も解禁し、戦争できる国づくりを着々と進めていると言わざるを得ません。

政府の来年度予算では防衛費が5兆1千億円と過去最大になり、そのあおりで公共事業や教育、農業といった経費が削減されるような報道もあり、今後、地方自治体への予算編成などにも影響を与えていくのではないかと懸念もあります。

一方で、「鹿児島が持っている地域資源を再発見し、鹿児島にしかない魅力をさらに世界にPRすることで県政の発展と県民生活の向上を図ろう」と訴えられた三反園新知事の誕生に、多くの県民は新しい県政への期待を膨らませています。三反園知事は、県民の安全・安心を確保する観点から、防災対策の充実・強化に全力で取り組みながら、原発に頼らない社会づくりに向け進めていく考えを示されました。

本市は、川内原発から30キロ圏内に市民が生活しており、一旦重大事故が発生すれば多くの避難民を抱えることになることから我が会派としても重大な関心を持っています。また、本市の路面電車観光路線の延伸計画など、県と市の連携も益々重要になっています。

少子高齢化の一層の進行、本市の有する魅力や特性を生かした地方創生やTPPへの対策など不確定要素の多い中での予算編成作業と思料されます。

社民・市民フォーラム鹿児島市議団は、幅広く市民の皆さんからご意見をいただき、それを各面から精査して、ここに平成29年度の鹿児島市の予算編成にあたり以下の項目について要求をまとめました。よって各面から十分に検討され新年度予算に反映されるよう要望いたします。

2016年12月9日

社民・市民フォーラム 鹿児島市議団

目 次

①	予算申し入れにあたって	1
②	重点項目について	5
③	総 務 局	1 1
④	企 画 財 政 局	1 3
⑤	市 民 局	1 4
⑥	環 境 局	1 5
⑦	健 康 福 祉 局	1 6
⑧	産 業 局	1 8
⑨	観 光 交 流 局	2 0
⑩	建 設 局	2 1
⑪	教 育 委 員 会	2 4
⑫	消 防 局	2 6
⑬	交 通 局	2 7
⑭	水 道 局	2 8
⑮	市 立 病 院	2 9
⑯	船 舶 局	3 0

【重点項目について】

申し入れる項目は、大項目155、小項目59、合計214の項目となっています。この中から、緊急且つ優先的に実施する必要がある項目として、大項目43、小項目6を重点項目として取り上げています。

十分検討の上、特段の配慮をしていただきますようお願いします。

総 務 局

- (1) 臨時非常勤職員の処遇改善については、任用や労働条件など正規職員との均等待遇を目指して、引き続き改善すること。

企 画 財 政 局

- (1) 一般財源の確保がなされるよう、地方六団体を通じた取り組み等を続けること。併せて、本市としての、制度変更に対応する情報収集対策の強化による、適切な取り組みをすすめること。本市財政は、市民本位の施策を基準に、計画性、透明性、効率性に配慮した運営を貫き、財政に関する情報公開、提供を徹底し、市民の理解をすすめる努力を引き続き取り組むこと。
- (2) 本港区への市電延伸と本港区再開発は、県・市意見交換会などを通じ、早期実現の方向で強く働きかけること。
- (3) 「最低制限価格制度」や「総合評価方式入札」を更に進めるとともに、公共サービスの質の確保と公正労働基準を確保する、公契約条例の制定をすすめること。予定価格は、積算根拠の明確化、公共工事設計労務単価や建築保全業務労務単価などを参考にした市場価格の適切な反映を図ること。
- (4) 市民参画の観点からも重要政策についての住民投票制度を創設すること。
- (5) 市の域内分権については、支所機能充実プランでは住民の身近な要望に応える体制となっておらず、一定の権限と財源が確保された分権体制とすること。
- (6) 「鹿児島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」にもとづき、地方創生に積極的に対応すること。
- (7) 指定管理者制度は、導入後10年経過し公募しても応募がないなど課題もあることから抜本的な見直しを図ること。

市 民 局

- (1) 熊本地震では、あらゆる交通網が寸断されるとともに、余震を恐れるなどして自家用車での避難生活を送る市民が多くみられたことから、川内原発における避難計画は全く現実的ではないと考える。地震や津波、台風襲来等いかなる状況下においても市民の安全を確保できる計画を策定する事。それが出来ないのであれば、原発の稼働を停止するよう申し入れること。
- (2) 本市の防災体制の強化を引き続き進める中で、桜島噴火警戒レベル4への引き上げの際に得られた課題や教訓を整理し本市の防災計画へ活かすこと。
- (3) 全国各地で生じている長雨やゲリラ豪雨災害等を教訓に、土砂災害警戒区域の指定の促進及び住民への周知徹底を図ること。
- (4) コミュニティ協議会を年次的に全市に設立していくことから各地域組織の現状と課題を踏まえ、理解と協力を得ること。そのためには、市としての丁寧な意見交換の場の設定や地域連携コーディネーターの増員を図るとともに、各面から全庁的な支援をすること。
- (5) 市民意見の市政への反映をより充実させるために、市長とふれあいトーク、パブリックコメントやわたしの提言など、本市の市民参画に係る、各施策の検証と評価に引き続き取り組むとともに、その実効性を高めること。
- (6) 地域の行政サービスの拠点となる各支所においては、行政サービスの向上や地域住民ニーズに速やかに対応できる体制づくりは勿論のこと、それらの質の向上を図るため地域住民との連携を図り、住民意見を汲み上げ、施策に反映するよう引き続き努めること。

環 境 局

- (1) 本市として脱原発社会を目指す基本方針を示すこと。
- (2) 地球温暖化対策は、第二次鹿児島市環境基本計画、市地球温暖化対策アクションプランの新たな削減目標の達成に向け取り組みを推進すること。
- (3) 固定価格制度見直しによる「再エネ」推進の影響については、極力少なるように施策を講じるとともに、鹿児島市メガソーラー計画は、遅滞なく進めること。
- (4) 家庭ごみの減量化・資源化の推進については、新たな施策を積極的に展開し、設定した目標を達成するため、これまで以上の努力をすること。また、廃棄物処理については、発生抑制・排出抑制による減量化、資源化、分別収集の徹底をさらに進めること。

健康福祉局

- (1) 介護保険制度の第七期計画策定に於いては、負担を抑え給付を可能な限り拡充するために更に国へ支援を強く要請すること。
- (2) 子ども・子育て支援事業計画を更に拡充させ、「量の拡大」はもとより、「質の向上」をすすめて、一層の待機児童の解消を図ること。
- (3) 子ども医療費助成制度については、自己負担額の撤廃すること。

産業局

- (1) 経済・雇用情勢が、依然として厳しいことから、基金活用など積極的な対策と効果の検証をするとともに、観光・交流の促進、地域産業の振興、企業誘致、労働条件の改善などを通じて、本市独自の若者や女性の就業機会の拡大と高齢者の再就職の支援を拡充すること。
- (2) 天文館地区や鹿児島中央駅周辺の大型再開発の取り組みを支援すること。
- (3) 先行き不透明になっている環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）については、国内農業への影響、食料自給率の低下など、懸念される課題も多く、工業やサービス分野、労働分野など、国内の産業に大きな影響を与えることから、本市に与える具体的影響等について情報提供と説明を要請し、対策を講じること。

観光交流局

- (1) 桜島と錦江湾の素晴らしさを国内外へ伝えるため、霧島を含めた世界ジオパークの認定を目指し、桜島の観光振興を進めるとともに、NPO や市民等と協働してさらに取り組みを進めること。
- (2) NHK大河ドラマ「西郷どん」の放映と連動した平成30年の明治維新150年や世界文化遺産登録を活かした観光振興と環境整備に引き続き取り組むこと。
- (3) 観光振興策の一つとして、中心市街地に大型バスの駐車場を確保すること。

建 設 局

- (1) 河川の改修、特に新川改修の促進をはかり、総合治水対策を引き続き進めること。
- (2) JR 指宿枕崎線に平川動物公園駅(仮称コアラ駅)の新設の為の利用ニーズ等を把握しながら、引き続き JR 九州に対し協議を行うこと。
- (3) 現在、土地区画整理事業施行中の地区については、住民の理解と合意に努めるとともに、事業費の確保を図り、早期の完成を目指すこと。特に、要望のある田上地区等については、土地区画整理事業の早期実施に向けて取り組むこと。

消 防 局

- (1) 桜島の大爆発に備えた消防の役割と効果的な行動、安全上の配慮など、具体的な備えを検討し、必要な予算措置をすること。特に、桜島の噴火警戒レベル4の経験を、しっかりと検証し、台風や豪雨災害などとの複合災害に備えること。
- (2) 市立病院とも連携して、早急にドクターカーの本格運用をすること。

教 育 委 員 会

- (1) 教育予算の増額について
 - ①当初予算ベースで一般会計に占める教育予算の割合が28年度当初予算ベースで7,0%まで低下していることから、1960年代から70年代の平均 15%程度までに増額すること。
 - ②過大規模校の解消については、早急に行うこと。
 - ③施設設備等の整備・改修については、大規模改修の時期が年々遅れていることから、国へ早期改修のための予算要求を行うこと。なお、保健室へのトイレ・シャワー施設を整備すること。
- (2) いじめ・不登校対策について
 - ①「いじめ」対策については、条例制定の意義・内容を踏まえ、保護者・教職員等からの現状に対する情報収集等を行い、いじめの訴えが会った際には、学校や保護者に対し具体的な支援対策を講じること。
 - ②児童・生徒の心の悩みや相談等に対しては、スクールカウンセラー等の人選を的確にし、教職員が十分対応できるような体制を確立すること。

- ③国・県に対して学級定員削減のため、教職員増の実施を引き続き強く要求すること。
- (3)本市のスポーツ振興策については、2020年の鹿児島国体並びに東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて抜本的に見直し、小学生から成人までの生涯スポーツの環境整備を具体的に行うとともに、有望選手の育成に務めること。

交 通 局

- (1)「第二次鹿児島市交通事業経営健全化計画」については、計画の目標達成に向けて各施策を着実に推進するとともに、次期計画の策定に向け、早急に「協議の場」の立ち上げについて関係機関に働きかけること。

水 道 局

- (1)「鹿児島市上下水道事業経営計画」に基づき、優先度・重要性を考慮した施策を引き続き展開すること。
- (2)施設の状況の把握と予防保全的な維持管理を行うため、ストックマネジメントシステムを早急に導入すること。
- (3)大規模災害発生に備えて施設・設備の重点的な更新を図るとともに、日常の訓練を強化すること。

市 立 病 院

- (1)医師や看護師等、すべての職種の欠員の解消に努めるとともに、地域医療機関の機能分化や連携などを進めるにあたり、患者さんに十分に説明し理解を得ること。
- (2)鹿児島市の中核医療機関として市民から信頼されるよう、一層のサービスの向上と健全経営に努めること。
- (3)時間外勤務については、出退勤時間を適正に把握するとともに、コンプライアンスを徹底し、働く意欲を失しないよう取り組むこと。
- (4)ドクターヘリ運航については、運行実績の検証結果を活かし、格納庫の設置を含め更なる救急医療体制の充実をめざし、効果的な運用を行うこと。また、ドクターカーについては早急に救急医を確保し、本格運用を行うこと。

船 舶 局

- (1) 「鹿児島市船舶事業経営計画」に基づき、計画の目標達成に向けて各施策を着実に推進するとともに、更なる増収対策に積極的に取り組み、損失の圧縮に努めること。

総 務 局

- (1) 姉妹・友好都市をはじめ、国際交流は、アジア諸国との交流を一層促進するとともに、長沙市との交流拡大に努力すること。国際交流財団を活かした民間レベルの交流活動を引き続き充実し、市としての支援をすすめること。
- (2) 平和都市宣言・非核宣言自治体協議会会員としての取り組みは、引き続き継続、充実すること。平成27年度の戦後70年の記念事業の成果を引継ぎ、戦争体験等の継承と平和施策の充実のために、平和資料館の設立をすすめること。
- (3) 市税の広報・相談に努め、市民の公正・公平な負担を求める滞納整理は、引き続き取り組みの充実を図ること。
- (4) 第二次市職員子育て支援行動計画の前期がスタートしており、目標指標の達成を着実にすること。特に、育児休業取得率、時間外勤務時間の指標達成を確実にする職場環境の整備をすすめること。また、職員への効果的な啓発を工夫すること。
- (5) 職員が心身ともに健康で働ける職場環境の整備を引き続きすすめること。特に、日頃の健康管理、年休取得の環境整備、時間外労働の適切な管理等への対策を強化すること。
- (6) 職員研修は、引き続きニーズに合った適宜適切な内容にすること。
- (7) 組織の再編は、市民ニーズへの迅速・的確な対応となるよう引き続き進めること。
- (8) マイナンバー制度については、特に以下の点に万全を期すること。
 - ① 日本年金機構の不正アクセスによる情報流出事案の調査報告を活かし、市としての検討を行うこと。
 - ② マイナンバー情報を扱う自治体、民間事業者、さらに国民への周知がなお必要な状況があり、関係法令やガイドライン等についての周知対策を強化すること。そのために国への要請を強化し、市としての対策をすすめること。
 - ③ 市としては、以下のセキュリティ対策をすすめること。
 - (ア) 情報セキュリティの一元的な対策本部を確立すること。

- (イ) 情報セキュリティの専門家を市として計画的に育成し、外部の専門機関等との連携を構築すること。
- ④ 職員のセキュリティ研修を計画的にすすめること。

企画財政局

- (1) 公共交通不便地対策は、新たな見直し事業が取り組まれており、利用者の期待に応えるものとなるよう工夫とともに、他都市の状況も十分に把握すること。
- (2) 本市の公共交通網形成計画策定となる公共交通ビジョン見直しを国や県、民間事業者とも連携して、立地適正化計画などの新たな条件を活かし、全庁的な推進体制と関係市民の協力を得て急ぐこと。
- (3) ふるさと納税制度は、引き続き充実を図ること。
- (4) 「総合教育会議」の運営については、「教育の私事性の原則」を踏まえ対応すること。
- (5) 6大学との包括連携協定を活かし、若者の声が反映される施策を推進すること。
- (6) 連携中枢都市ビジョンを策定にあたり、関係市民の声が反映できる仕組みを作ること。
- (7) 随意契約が多数散見されることから、契約の適正化について改めて指導を行うこと。

市 民 局

- (1) 町内会活動への支援を引き続きすすめ、町内会加入率の低下が年々進む現状に対応し、引き続き宅建事業者や開発業者へも働きかけ効果的な支援策を強化すること。また、他都市の取り組み状況を調査・研究し本市の施策へ反映するよう取り組むこと共に本市職員の町内会加入の促進に引き続き取り組むこと。
- (2) 防犯灯設置は、LED照明への切り替え、二丁への的確な対応と電気料金の市の直接支払いを九電と協議を早期に進めること。また、特設防犯灯や暗がりチェック補助金等の市民への周知を引き続き取り組むこと。
- (3) 自主防災組織は、組織率の向上と活動の活性化を引き続きすすめ、「自主防災組織の手引き」はより実践的なものに改善すること。
- (4) スクールゾーン委員会については、活動状況の分析を行うとともに的確な支援を進めること。また、寄せられた要望等については、所管部署や課題等について随時連絡を取り合い、横の連携を進め早期対応をすること。
- (5) 「本人通知制度」については、一定の前進と捉えるが、その後の異議申し立てなど窓口を含めて十分に周知すること。また、窓口混雑緩和のためにも「コンビニ交付」も併せて周知すること。
- (6) 国民健康保険税特別会計は、現行制度内の諸対策を行い、一般会計からの繰り入れをしなくて済むように抜本的な制度見直しについて国への要望を続けること。
- (7) 人権教育・啓発の推進については、懇話会を有効に活用し、それぞれの人権課題の実効ある解決に向けた取り組みを引き続き行うこと。また、あとを絶たない部落差別など、人権・同和教育の一層の充実を図ること。
- (8) マイナンバー制度については周知徹底に努めること。

環 境 局

- (1) 再生可能エネルギー活用については、以下の点に留意すること。
 - ① 再生可能エネルギー設備を導入する家庭や民間業者への支援策を拡充すること。
 - ② 温泉排湯熱や木質バイオマスなど地域資源を活かした安定的なクリーンエネルギーの技術開発や導入などの促進を図り地域社会及び地域経済の健全な発展に努めること。
 - ③ 小水力発電導入可能性調査の結果については、民間業者等に積極的に情報提供をすること。
 - ④ 京都府・市では、2012年4月から大規模建築物への自然エネルギー導入義務化を始めていることから、本市でも導入を検討すること。
 - ⑤ 再生可能エネルギーを活用したまちづくりは、新たな分野に取り組む専門性と、環境局を中心とした各局等の連携による、庁内の対応、市民、事業者等の理解と協力体制づくりによる対応が求められることから、専門的、総合的な推進体制を検討すること。環境未来館は、設置目的を達成する事は、勿論の事、より一層市民に親しまれるよう具体的施策を講じること。
- (2) 環境未来館は、設置目的を達成する事は勿論の事、より一層市民に親しまれるよう具体的施策を講じること。
- (3) エコスタイルを実践する取り組みは、校区又は町内会等による地域の活動を本格的に始めること。そのために、地域活動の支援の充実を図り、地域コミュニティの活性化につなげること。
- (4) 本市の生物多様性の保全を図るため、生物多様性地域戦略に掲げる施策を着実に推進するとともに、戦略の進行管理を適切に行うこと。
- (5) 共同墓地の環境整備は、市営墓地と同様の扱いをめざし、助成制度の充実をはかり、同制度の管理組合への周知に努めること。さらには、市民からの要望も強い合葬式墓地建設を検討すること。
- (6) コミュニティサイクル「かごりん」については、サイクルポートへの上屋の設置などを検討し、回遊性・利便性の向上に努めること。

健康福祉局

- (1) 介護保険制度については、以下の点について改善に取り組むこと。
 - ① 総合支援事業については、市民が利用しやすい制度とすること。
 - ② 特別養護老人ホームの量的な整備と拡充を図り待機者を解消すること。
 - ③ 介護サービス従事者の処遇改善については、更なる処遇改善加算が現場まで届いたことを確認するなど指導監査を徹底すること。
 - ④ 長寿あんしん相談センターは、地域で介護、保健、医療、福祉の資源を活用したサービス提供によって、高齢者の安心できる在宅生活を確保するため、適正な人員の配置と更なる機能充実を進めること。
- (2) 地域福祉館は、指定管理者による運営で年々充実してきているが、駐車スペースが少ないなど、利活用に課題もあることから、駐車場対策を進めること。
- (3) 各種検診事業の実施にあたっては、検診率向上のための対策を推進するとともに駐車場の確保に努めること。
- (4) 児童クラブについては、子育て支援の重要な施策の一つであることから市民の皆様のニーズに適切に対応する事。合わせて支援員の資格取得を急ぎ、賃金労働条件の改善を図ること。
- (5) こどもと女性の相談室は、その機能を高め、DV対策やひとり親家庭の貧困対策を更に強化すること。そのため、人権、プライバシーを確保できる居住環境と人的体制の整備、関係諸団体との連携を強化し、婦人相談員の研修と処遇改善を引き続き行うこと。
- (6) 障がい者の地域生活を推進するため、基幹相談支援センターの更なる拡充と地域における障がい者の生活を支える障がい福祉サービスの充実を引き続き進めること。
- (7) 福祉事務所の相談・支援機能の充実をはかり、ケースワーカーの増員（生活保護80ケース対1の標準数の遵守や福祉五法職員の増員）など引き続き実施体制を整備すること。また、高齢者世帯等支援員など、非常勤雇用の職種について、均等待遇の改善を図ること。

- (8) ケースワーカー、査察指導委員の人材育成を進めること。また、生活保護制度見直しにともなう扶養義務の強化等が生活保護からの排除にならないよう、社会福祉法の理念を実現する業務内容の徹底を図ること。
- (9) 生活・就労支援センターかごしまは、開設時間の見直しを含め、ニーズに合った体制にする事。尚、就労・学習支援などの自立に関する相談に一層の庁内外の連携を進めること。
- (10) 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」をふまえ、巡回相談を強化し就労機会の確保および居住・医療の確保、総合相談事業の実施等、積極的な自立支援事業を進めること。
- (11) 幼児教育を充実するために、私立幼稚園協会を通じての各園に補助している補助金を引き上げること。

産 業 局

- (1) 市商工業振興プランの着実な実行を図るため
 - ① 新産業創出は、食、環境、健康など成長分野への思い切った支援を行い、産学官連携体制についても、具体的な取り組みをさらに強化すること。特に食分野においては、農商工連携を積極的に推進すること。
 - ② 知的財産の保護、活用について、取り組みの強化を行うこと。
 - ③ 市外企業の誘致や地元企業の増設等による企業立地を戦略的に進めながら、雇用の創出と地域経済の活性化を図るため、積極的に取り組むこと
 - ④ 中小企業の経営の安定強化を図るため、融資制度については引き続き金融機関等と連携して利用促進を図ること。
- (2) 本市としての雇用対策の推進を図るため
 - ① 介護、福祉、建設、農林水産業などの現場では、低賃金や厳しい労働条件にあることから、国の雇用管理改善等による各種助成金を活用しながら、それらの改善を働きかけること。
 - ② 改正障害者雇用促進法の施行を受け、法定雇用率の算定基準に精神障害者を加えることとなり、障害者差別禁止指針、合理的配慮指針が示されたことに伴い、本市に於いても、法の趣旨の周知徹底を図ると同時に、法定雇用率達成に努めると共に、生活・就労支援センターかごしま機能の充実を図ること。
- (3) 市農林水産業振興プランを推進するため
 - ① 農地流動化など農地の有効活用による生産意欲を発揮できる営農への努力をするとともに、担い手育成を進めること。その際、市民ニーズに応える農産物づくり、市民を巻き込んだ営農の工夫を指導すること。
 - ② 農産物の価格安定への独自の施策を強化すること。
 - ③ 環境保全型農業への一層の取り組みをすすめ、有機農業への支援を充実すること。
 - ④ 遊休農地、転作田などを活用した「菜の花」作りを市民参加で拡大し、新潟市の「菜の花プロジェクトネットワーク」のような循環型活動につなげること。
 - ⑤ 口蹄疫防止のためにも飼料稲をはじめ、家畜の自給飼料生産を拡大する

こと。

- ⑥ 都市農業センターは、農業技術の拠点施設としてさらに充実をはかり、健康ニーズに応える品目の栽培技術に取り組むこと。また、鹿児島大学農学部やJAとの連携による研究、実証の取り組みを強化すること。
- ⑦ 市農業技師が意欲をもって営農指導にあたるための諸環境を充実すること。
- ⑧ 被害が非常に拡大している鳥獣被害について、周辺自治体をはじめ、県や国とも十分に連携して駆除や電気柵などの対策を強化、充実すること。又、猟友会等の高齢化が進んでいることから、次の担い手育成を含め早急に行うこと。
- ⑨ 桜島の活発化に伴い、防災営農に一層取り組むこと。
- ⑩ 観光農業公園や都市農村交流施設などを活用した、都市と農山村地域との交流事業を推進すること。
- ⑪ 森林林業再生プランに基づき、適正な間伐による森林資源の活用や、林道等の生産基盤の整備、担い手対策、県産材の利用促進と販路拡大などを具体的に取り組むこと。
- ⑫ 錦江湾の特性を活かした水産業の振興に引き続き取り組むこと。

観光交流局

- (1) 地域特性を生かした観光・交流の推進。
 - ① 新幹線を軸とした、北九州市・福岡市・熊本市と連携した中国・韓国・台湾を始めとする東アジア圏の誘客対策をさらに強化すること。
 - ② 姉妹・友好・兄弟都市はもとより、松本市・札幌市と結んだ文化や観光を中心とした交流協定を活かし、さらに新たな姉妹・友好・兄弟都市を模索しながら、都市間交流を推進し、国内外へ本市の魅力を情報発信すること。
 - ③ コンベンションやロケ誘致は、引き続き積極的に働きかけること。
 - ④ 照国神社から歴史ゾーンの新たな魅力づくりに向け、探勝園の整備や鶴丸城跡の楼門の復元は、2020年3月までの完成を目指し、積極的に支援すること。
 - ⑤ 東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿誘致などを通して、さらなる観光振興に取り組まれること。

建設局

- (1) 東西幹線道路については、整備区間の早期完成を図ること。また、高麗通線以東の調査区間については、整備区間化し、事業化されるよう国、県への要請を行うこと。
- (2) 国道10号鹿児島北バイパスについては、現在「山岳ルート」の都市計画の変更が行われたことを受けて、早期整備を図るようあらためて国に要請を行うこと。
- (3) 第6次幹線道路整備計画については、今日の地方を取り巻く財政環境が非常に厳しい状況であるが、市民生活の向上、また、安全で活力に満ちた社会、経済、生活の実現に直結する事業であることから、財源の確保につとめ、計画的かつ着実な道路整備を推進すること。
- (4) 武・武岡線の早期全線開通に努めること。
- (5) (仮称)鴨池・田上線については、早急に都市計画決定を行い、事業化すること。
- (6) 「かごしま都市マスタープラン」や平成24年に策定された「集約型都市構造に向けた土地利用ガイドプラン」に基づくまちづくりを推進するために、実効ある具体的施策を講じること。さらに、施策を進めるにあたっては、地域住民や関係各課との連携を密にし、地域の特性を活かしたまちづくりを協力協働して進めること。
- (7) 市街化調整区域のまちづくりについては、「住宅建築等に関する条例」によって建築された住宅での生活に支障がないよう、道路、水路等の計画的なインフラ整備を急ぐこと。
- (8) 副都心谷山地区のまちづくりとして、谷山駅周辺地区土地区画整理事業と、谷山地区連続立体交差事業後の高架下等の有効活用については、引き続き努力すること。
- (9) 景観計画、景観条例の運用にあたっては、市民や事業者へ制度内容を十分に周知し、理解と協力を得ること。更に、景観形成重点地区については、市民に分かりやすい表示板等の整備をすること。
- (10) 市域内の港湾区域を含む海岸線は、桜島や錦江湾の自然景観や観光資源

などの地域特性を十分に活かし、背後地との一体的な土地利用を促進すると共に、市民や観光客などが海とふれあい、憩い、散策できる交流空間となるように整備すること。

- (11) 地域住民に身近な街区公園等の整備については、引き続き計画段階から住民参加型の公園づくりに取り組み、老朽化したトイレや遊具などについても、引き続き計画的な改修に取り組むこと。また、維持管理については、地域団体の実情を考慮した管理方法を検討すること。
- (12) 平成22年度から着手している地籍調査については、地図整備事業地区を対象としているが、本格的な事業推進のために組織の充実を図り、市街化調整区域等を含めた事業の拡充を図ること。
- (13) 地球温暖化対策としての屋上緑化、壁面緑化をさらに推進するために、助成金制度等の啓発を行い、利用促進を図ること。
- (14) 交通安全の観点から視距改良や側溝整備、交通安全施設の整備を進めること。歩道のバリアフリー化等の整備拡充を引き続き図ること。
- (15) ふれあいスポーツランドのアクセス道路については、予想される渋滞解消のため、県道小山田谷山線の早期整備を県に要請するとともに、都市計画道路、皇徳寺山之田線の見直しと併せて、交通量の分散及び今日のゲリラ豪雨など予期せぬ自然災害の発生に対応するため、南側からの乗り入れ道路の整備を図るよう検討すること。
- (16) 未登記道路の早期解消と公有地と民有地の境界の整備を図ること。
- (17) 電線類の地中化は、都市景観の向上、狭隘道路の拡幅、都市機能の向上から、全市的に計画を策定し、事業を進めること。
- (18) 急傾斜地崩壊対策事業については、通常事業の予算の増額をはかり、未整備箇所の整備を推進すると共に、急傾斜地崩壊危険区域指定事業をさらに進めること。
- (19) 市民の住宅ニーズにこたえる市営住宅は、市街地における職住近接、高層化、バリアフリー化、高齢化、安全性と環境、子育て世代への配慮など市民ニーズの多様化に対応した建て替えと新規建設を引き続き進めること。近郊地域の市営住宅は、これまでの制度の活用を含めた建設と整備を進めること。また、市営住宅と他の施設等の複合施設とすること。

- (20) 河川の役割が再評価されている中、甲突川・新川・永田川等の河川改修において、市民が親しみやすい「多自然川づくり」の手法を取り入れた整備をすること。とりわけ甲突川については、河川敷内の遊歩道をもっと利用しやすくすること。
- (21) 建設工事など、技術職員の設計・積算能力などの技術能力の研鑽、向上に取り組むこと。

教育委員会

- (1) 学力向上に関して。
 - ① 児童生徒に行き届いた授業ができるように、教材研究の時間の確保ができる環境整備を具体的に行うこと。また、土曜授業の実施にあたっては、通常の授業や教職員の業務の負担いならぬよう配慮すること。
 - ② 国・県・市が行っている学力調査等については、児童生徒の負担軽減を行うとともに、抜本的な見直しを図ること。
- (2) 学校給食について
 - ① 給食業務のセンター化、更なる民間委託化等を行わないこと。
 - ② 食教育を推進するために、人的・物的支援を更に進めること。
 - ③ 除去食等食物アレルギー対策については、万全を期すること。
 - ④ 合併五町の給食センターを含めた給食センターの再編・改築等抜本的に見直すこと。
 - ⑤ 給食用食器更新を年次的に行うこと。
 - ⑥ 学校給食への「はし」の導入を行うこと。
- (3) 特別支援教育の充実について
 - ① 多様化する発達障害を有する児童生徒が増加傾向にあることから、要望がある全ての小中学校に特別支援教育指導員を配置すること。
 - ② 小中学校へのエレベーター設置を年次的に行うこと。
 - ③ 今後とも障がい種に応じた対応ができるように可動型階段昇降機等を準備すること。
 - ④ 全教職員による特別支援教育の体制ができるように研修や指導を充実すること。
- (4) 保護者の教育費負担の細かな実態調査を行い、その結果を踏まえ負担軽減策を講じること。
- (5) 就学援助費受給者の急増に伴い以下の施策に取り組むこと。
 - ① 生活保護費の受給切り下げに伴う援助費削減は行わないこと。
 - ② 給付型奨学金制度の導入など本市の奨学金制度の拡充を行うとともに県に新たに創設された制度の積極的活用を図ること。

- ③ 給食費や学校への校納金等の未納については、過度な取立ては行わず教育的配慮をしながら徴収を含めた対応をすること。
- (6) 学校図書館における司書制度については、嘱託職員化された事は身分の安定につながったものの賃金の低下等の課題等が生じていることから、待遇改善に努めること。なお、希望による人事異動制度の導入を円滑に進めること。
- (7) 鹿児島市立美術館については、市民に親しまれ市民に開かれた美術館となるために市民意見をさらに取り入れた経営・運営を行うこと。また、収蔵美術品の可能な限りの常設展示、市民ニーズにあった企画展等を充実すること。さらには、講演会や学芸員によるギャラリートークの充実や観賞指導等美術講座のさらなる充実を図ること。
- (8) スポーツの振興のために以下のことを取り組むこと。
 - ① 地域スポーツクラブについては、抜本的な見直しを行い、地域住民の意見を十分に取り入れること。
 - ② スポーツ少年団や部活動の指導者の育成並びに人的派遣を行うとともに活動に対する補助金を増額すること。
- (9) フッ素洗口については、多様化する食物アレルギーや事故が生じた時の責任の所在等多くの問題を抱えていることから市としての導入はしないこと。
- (10) 教育現場へのICT導入に際してはその費用対効果を十分に見極めるとともに、子供たちへの情報モラル教育の充実と情報漏えい等へのセキュリティ対策には万全を期すること。
- (11) 学校施設の空調設備等に対しては適切に維持管理し、故障等のトラブルが発生した際には速やかに対応すること。

消 防 局

- (1) 雑居ビルの検査・指導を引き続き対応を怠らないこと。
- (2) 地震等による同時多発的な火災の発生に備えた耐震性を有する防火水槽の設置を引き続き進めること。
- (3) 中心市街地で超高層ビルの計画が進行していることから、他都市を含め消防体制を調査検討すること。
- (4) 消防団員の確保とそのための環境整備を進めるとともに、職域消防の充実や学生の任用についても引き続き努力すること。
- (5) 安心ネットワーク119は災害時における市民の有効な情報収集手段であることから、引き続き拡充すること。
- (6) 住宅用火災警報器は、普及しているが更新等についての広報啓発を強めること。
- (7) 応急手当Web講習を利用した団体向けの普通救命講習を企業・団体や町内会へも広報啓発すること。
- (8) 市民への救急車の適正利用を促すとともに、認定している患者等搬送事業者を広報啓発すること。

交 通 局

- (1) 北・桜島営業所の管理の受委託については、効果を検証し、市民サービスの向上を図るため、適切な指導・監督を行うこと。
- (2) バス路線の改善と利用者拡大は、現場の声を活かし、「年間あと2往復」の利用に向けて、一層の市民への啓発をはかり、実績を上げるとともに、路線の統廃合については、利用者への十分な説明と理解を得ること。
- (3) 電車やバスのラッピング広告、電停などの広告の営業を強化するとともに、新規広告媒体の導入を引き続き検討すること。
- (4) 利用者の利便性の向上を図るため、引き続き電停やバス停に上屋やベンチを設置するとともに、車椅子の利用できない電停の解消に取り組むこと。
- (5) 路面電車観光路線については、軌道事業者としての意見反映をはかり、早急な整備を求めるとともに、観光電車「かごでん」の利用を促進するための対策を検討すること。
- (6) 職員のワークライフバランスを図るための環境整備を進めるとともに、SAS（睡眠時無呼吸症候群）をはじめ職員の健康管理に一層留意すること。
- (7) 定時性確保の為、適正な人員配置を含め検討すること。

水道局

- (1) 上水道利用の減少傾向のなかで、引き続き老朽施設の改善など、必要な施設改善を急ぐこと。
- (2) 公共下水道は、処理区域の拡大と、区域内の未設置区域の早期着工を引き続き進めること。これらの設備拡大に伴う人員配置を確保すること。
- (3) 工事発注は、発注時期の平準化と、下請等の適正価格について引き続き取り組むこと。
- (4) 業務の民間委託は、市民サービスの低下を招かぬよう慎重にすると同時に、技術水準の維持・継承のための人材育成を進めること。
- (5) 水源涵養策、河川浄化策など、引き続き充実を図ること。
- (6) 上下水道の未収金対策は、口座振替やクレジットカードの使用など、納入方法をさらに改善し、市滞納整理課との連携など、きめ細かな取り組みを行うこと。
- (7) 庁舎や施設に太陽光発電や小型風力発電、小水力発電など再生可能エネルギーの取り入れを引き続き検討すること。
- (8) 職員のワークライフバランスを図るための環境の整備や職員への啓発など、職場の働きがいの意欲を向上させる取り組みを充実させること。

市立病院

- (1) ジェネリック医薬品（後発医薬品）を引き続き積極的に処方すること。
- (2) 病院の院内託児所については、希望するすべての職員に利用を拡充すること。
- (3) 研修医制度については、これまでの研修内容をさらに充実させ、引き続き医師確保につなげること。
- (4) あってはならない医療事故・院内感染対策には引き続き万全を期すること。
- (5) 業務の民間委託は、公立病院の責務を果たすうえで、市民サービスの低下につながることを無きよう慎重を期すること。
- (6) 東洋医学の活用をさらに進めること。
- (7) 職員のワークライフバランスを図るための環境整備をすすめ、啓発を行うこと。
- (8) 職員の子育て支援の観点から、保育所等への子の送迎を行う職員に駐車場を確保すること。

船 舶 局

- (1) フェリーや納涼観光船、よりみちクルーズなどの利用者拡大のため、県内外への宣伝、各旅行業者の協力など引き続き取り組みを強化するとともに、納涼船等については、運航実績を検証し効率化を検討すること。
- (2) 船舶の安全、快適な運航について、引き続き努力すること。
- (3) 職員の福利厚生を含めた諸労働条件の改善を図り、職場におけるメンタルヘルス対策を講じるとともに、働きがいを促進する対策を充実すること。
- (4) 職員のワークライフバランスを図るための環境整備をすすめ、SAS(睡眠時無呼吸症候群)をはじめ職員の健康管理に一層留意すること。
- (5) 市民・観光客にも魅力のあるターミナル等の整備をさらに急ぐこと。その際は、職員の意見にも十分に配慮すること。

